

4/27  
朝日

# 「安保法は違憲」集団提訴

東京・福島 15地裁でも準備

集団的自衛権の行使を認めた安全保障関連法は憲法違反だとして、市民約50人が26日、同法による自衛隊の出動の差し止めなどを国に求める訴訟を東京地裁に起こした。「平和的生存権を侵害され、精神的苦痛を受けた」として1人あたり10万円の慰謝料も求めている。

訴えたのは全国に住む原爆や空襲の被害者、基地周辺住民・自衛隊員の家族、憲法学者など。代理人弁護士らでつくる「安保法制違憲訴訟の会」によると、夏ごろまでにさらに約1500人が、全国の約15地裁で同様の訴訟を起こすという。

訴状では、「安保法は憲法9条に反する」とし、「日本が戦争当事国となる危険性が高まり、武力攻撃やテロ攻撃を招く」と主張。具体的な損害として、戦争体験

「法律が違憲だ」とする訴訟は高いハーダルがあり、最高裁が、具体的な権利侵害がなければ憲法判断はできない、とする判断を示しているからだ。

安全保障関連法の成立後、違憲だと主張した訴訟がすでに東京地裁などで起こされたが、具体的な権利侵害の主張がなく不適法だとして「門前払い」されてきた。東京地裁で26日に提訴

者は「平和主義を否定される精神的苦痛」、基地周辺の住民は「攻撃対象となる危険への恐怖」などを挙げた。この日はまた、福島県いわき市の市民ら204人とも、安保法制が憲法違反だとして国に1人あたり1万円の慰謝料を求める集団訴

## 権利侵害立証に壁

訴を、福島地裁いわき支部に起つた。内閣官房国家安全保障局は「訴状を見た上で関係省庁と対応を検討する。法制は憲法に合致し、国民の命と平和な暮らしをするのに必要不可欠なものだ」との談話を出した。

(千葉雄高・根岸拓朗)